高槻市交通安全推進月間

令和７年１０月１日～１０月３１日

自転車の
交通ルールを守ろう！
ヘルメットをかぶろう！

はにたん
高槻市
マスコットキャラクター

令和５年４月１日
自転車ヘルメット努力義務化

高槻市では、自転車の安全で快適な利用のため、
「高槻市自転車安全利用条例」を施行しています。

高槻市・高槻市交通安全推進協議会・高槻警察署

たかつき自転車まちづくり
ポータルサイト

知ってる？ 高槻市自転車安全利用条例

歩行者・自転車利用者・クルマのドライバーなど、誰もが安全・快適に通行できる環境づくりのため、高槻市では「高槻市自転車安全利用条例」を制定し、平成27年10月より施行しています。

1 命を守るため 子どもも大人も 自転車に乗るときは 必ずかぶろう ヘルメット

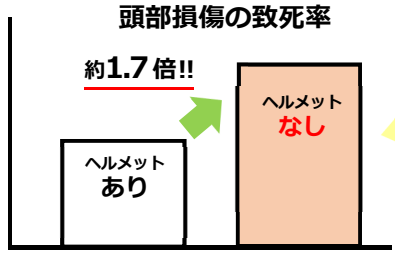

自転車死亡事故の **約６割**は **頭部を損傷！**

出典：〈大阪府〉令和７年夏の交通事故防止運動推進要綱【令和２年～令和６年累計】

正しくかぶろう！ヘルメット

①まっすぐ眉上あたりまで深くかぶる
②顎紐は、顎と紐の間に指一本入る程度で締める

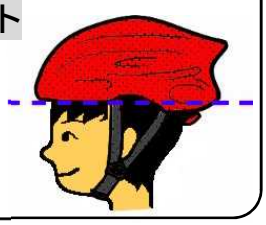

全ての自転車利用者はヘルメットをかぶるよう努める義務があります

2 歩道では 車道寄りを クルマと同じ 方向へ通行

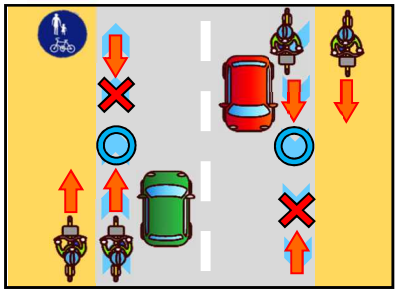

「歩道通行可」の標識のある歩道は通行できるが歩行者優先！

歩道通行時は**幼児**や**障がい者**、**高齢者**など様々な人がいるので注意しましょう！

＜普通自転車が歩道を通行できる例外＞
- 「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
- 自転車を運転する人が「13 歳未満、70 歳以上、身体の不自由な人」のとき
- 工事等で「車道を安全に通行できない」とき

3 加害者になる前に 自転車に乗るなら 加入しよう！ 自転車保険

クルマだけじゃない！
子どもの自転車事故でも高額賠償命令！

【事　例】　賠償金額　9,521 万円

男子小学生（11 歳）が夜間に女性歩行者（62 歳）と正面衝突（平成 25 年　神戸地裁）

「大阪府自転車条例」では自転車保険の加入を義務づけています

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

1. 車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用